

自動車営業を行う皆さんへ

自動車営業とは、車内で飲食物を調理し、不特定多数に提供する業態のことです。自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に定めるもののうち、二輪自動車を除きます。
移動せず一定の場所に定着（常設）する場合は自動車営業には該当せず、固定店舗として営業許可を取得する必要があります。

1 自動車営業の設備と取扱い可能な食品

自動車営業では、設備の状況により取扱い可能な食品が異なりますので、次の表を確認のうえ、不明な点がありましたら、事前に必ず保健所に相談して下さい。
また、調理を行う場所は、運転席などと隔壁などで明確に区画するとともに、作業を行うにあたって十分な広さを確保してください。

※下線部は、令和3年6月1日からの変更箇所		自動車営業の基本設備	提供できない食品等の条件が付される設備	
		Ⅲ型（基本型）	Ⅱ型（80型）	Ⅰ型（40型）
取扱い食品概要		右記以外の食品を扱う場合 複数工程の調理や生もの、切身魚や刺身の調製	右記に追加して、米飯の加工調理、加熱済食品の盛付、アイスクリーム類の取扱い等を行う場合	直前加熱食品、直前加熱品を合わせて提供する行為（ 米飯含む ） 処理を伴わない非包装の魚介類販売
給湯設備（瞬間湯沸かし器等）		必要に応じて設けること		
手洗いシンク		洗浄用シンクと別に設けること		洗浄用シンクと兼用可能
手指の再汚染を防止する構造の手洗いシンクの水栓		給水栓はレバー式、踏込式等の手指の再汚染を防止する構造	衛生上支障が無いと認められる場合は手洗い後の手指と水栓のアルコール消毒で代替可能	
洗浄用シンク		1槽式以上		
給水タンク容量		200L以上 （通常の食器を使用可能）	80L以上 （使い捨て食器のみ使用）	40L以上 （使い捨て食器のみ使用）
排水タンク容量		給水タンク容量以上		
冷蔵設備		冷蔵庫又はクーラーボックス（温度計を設置し、適切な温度であることを確認し、記録すること）		
ふた付ゴミ箱		必要		
保管設備（密閉ケース、戸棚等）		必要		
換気設備		必要（換気扇や窓など）		
取扱い食品例	直前加熱食品	○	○	○
	米飯類の提供	○	○	○ ※品目を制限して管理すること
	直前加熱済食品の組合せ	○	○	○ ※品目を制限して管理すること
	既製清涼飲料水の混合（市販氷の添加含む）	○	○	○
	未加熱食品	○	×	×
	切身魚、刺身の調製	○	×	×
			※処理を伴わない魚介類販売は可能ただしその場合、同じ車内で直前加熱品以外の取扱は不可。	※処理を伴わない魚介類販売は可能ただしその場合、同じ車内で魚介類直前加熱品以外の取扱は不可。

2 営業者の遵守事項

「HACCPに沿った衛生管理の実施」

食品衛生法の改正により、HACCPに沿った衛生管理が義務化され、自動車営業を行う営業者の方もHACCPに沿った衛生管理の実施が必要となります。

衛生管理計画を作成したうえで、毎日の衛生管理の実施や記録の作成・保存を行ってください。

衛生管理計画の作成にあたっては、大阪市ホームページにて小規模な飲食店等の事業者の方向けの「食品衛生管理ファイル」を掲載していますのでご活用ください。



HACCP

「食品衛生責任者の設置」

HACCPに沿った衛生管理の義務化に伴い、施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として、食品衛生責任者を設置することが必要となります。

食品衛生責任者の有資格者がいない場合は、必ず食品衛生責任者養成講習会を受講してください。

＜食品衛生責任者になるための資格要件（下記1～3のいずれかの資格が必要です）＞

- 1 食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- 2 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、食鳥処理衛生管理者、と畜場法に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者
- 3 食品衛生責任者養成講習会の修了者

※詳しくは、大阪市ホームページをご確認ください。



食品衛生
責任者

「その他の遵守事項」

□ 一次加工所（基地施設(※)のうち一次加工を行う施設）を設ける場合、作業内容によっては、一次加工所で必要な営業許可を取得すること（許可が不要な場合でも大阪市内に一次加工所を設ける場合は、営業の届出を行ってください。）

□ 営業時は、自動車において営業許可証を掲示すること

※基地施設：営業設備・食品等の保管、一次加工、給水、器具等の洗浄消毒を行うための施設

3 その他留意事項

◇自動車での営業は、限られた施設又は設備での営業となるため、簡単な調理行為により客に提供できるよう、原則として、原材料の下処理や細切などの一次加工はあらかじめ一次加工所において行ってください。

◇食品衛生法の改正に伴い、自動車営業の設備や取扱い可能な食品等が変更されています。

令和3年5月31日までに取得された営業許可では、新たに取扱い可能となった食品の提供を行うことはできません。（※変更箇所は表面の表中下線部参照）

保健所名称	所在地	所管区域
北部生活衛生監視事務所	北区扇町2-1-27（北区役所2階） TEL：06-6313-9518	北区、都島区、旭区、淀川区、東淀川区
西部生活衛生監視事務所	港区市岡1-15-25（港区役所4階） TEL：06-6576-9240	福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区
東部生活衛生監視事務所	中央区久太郎町1-2-27（中央区役所3階） TEL：06-6267-9888	中央区、浪速区、天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
南東部生活衛生監視事務所	阿倍野区旭町1-1-17（サンビル阿倍野3階） TEL：06-6647-0723	阿倍野区、東住吉区、平野区
南西部生活衛生監視事務所	住之江区浜口東3-5-16（住之江区保健福祉センター分館）TEL：06-4301-7240	住之江区、住吉区、西成区